

長寿介護
箱根町の高齢者施策及び
介護保険事業について

Q 次の3点について伺う。
1 「高齢者保護福祉計画、介護保険事業計画」の見直しの基本理念をどのように持っているか
2 在宅サービス、施設サービス、及び非該当の判定を受けた場合の町独自のサービスについて、どのような点に力を置いて見直されるのか

A 本的には真に介護を必要とする方、サービスを提供した各種のサービスを併用していただき、元気な高齢者に対しては、寝たきりや介護が必要な状態にならないよう生きがい対策事業や、介護予防、生活支援事業などに配慮していきたく考えている。現在、65歳以上の高齢者を対象に、今後の健康福祉及び介護事業について、アンケート調査の実施を準備しており、これらのアンケート結果を十分分析し、箱根町にふさわしい計画を策定していききたい。

2 点目について、まず、在宅サービスについては、現在介護保険で利用できる16のサービスをそれぞれの利用者の身体状況に応じて利用していただいているが、今後も在宅サービスのさらなる充実のため、在宅での生活を継続して支援する機能を確立し、要介護状態になっても高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して自立生活ができるよう地域事業者、町が連携協力し、総合的な地域福祉サービスの再構築をしていきたい。

3 仙石原に開設した特別養護老人ホームについて、町内の方々が何名ぐらい入所されているのか、また、ショートステイ、デイサービスの利用状況について

1 点目について、基本的にには真に介護を必要とする方、サービスを提供した各種のサービスを併用していただき、元気な高齢者に対しては、寝たきりや介護が必要な状態にならないよう生きがい対策事業や、介護予防、生活支援事業などに配慮していきたく考えている。現在、65歳以上の高齢者を対象に、今後の健康福祉及び介護事業について、アンケート調査の実施を準備しており、これらのアンケート結果を十分分析し、箱根町にふさわしい計画を策定していききたい。

2 点目について、まず、在宅サービスについては、現在介護保険で利用できる16のサービスをそれぞれの利用者の身体状況に応じて利用していただいているが、今後も在宅サービスのさらなる充実のため、在宅での生活を継続して支援する機能を確立し、要介護状態になっても高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して自立生活ができるよう地域事業者、町が連携協力し、総合的な地域福祉サービスの再構築をしていきたい。

次に、施設サービスについては、本年5月に仙石原に特別養護老人ホーム「なごみの郷」が開設され、入所者の対応は一応の整備がされ、その他の施設としては、介護老人保健施設が1箇所、介護療養型医療施設が1箇所あり、必



なごみの郷

要に応じ入所施設を選定し、入所していただいている。次に、非該当の判定を受け

た場合の町独自のサービスについては、比較的元気な高齢者に介護状態とならないよう効果的な介護予防サービスを紹介し、介護保険制度に基づき、365日24時間対応可能な総合相談、支援事業、介護予防マネジメント等の提供をしていきたい。

3 点目について、特別養護老人ホーム「なごみの郷」の入所状況は、5月31日現在、町内の方10名が入所している。また、ショートステイ、デイサービスについては、開設間もないことから、今のところ、利用がなされていないものである。

次に、施設サービスについては、本年5月に仙石原に特別養護老人ホーム「なごみの郷」が開設され、入所者の対応は一応の整備がされ、その他の施設としては、介護老人保健施設が1箇所、介護療養型医療施設が1箇所あり、必

企画
住民自治基本条例への
取り組みについて

Q 次の2点について伺う。
1 今後どのような基本理念をもとで
2 本格的な考えのもとで制定していくのか

A 1 点目について、住民自治基本条例は、その市町村の最上位に位置する条例であり、他のすべての条例の規範となるもので、単に行政が提案し、住民の賛同を得ればよいというものではなく、町民の皆さん、町内に関係するすべての皆さんで議論し、ともに考え、協働して住まう町としてのあるべき姿や、箱根町を訪れてくれる観光客の皆さんに対しても誇れるような観光地としての町の姿を考えていく必要があり、行政主導で条例案を用意するものではないと考えている。

2 点目について、まず、県下の施行状況や、町の進捗状況、また、今後どのような特色ある条例を検討し、策定していくのか

1 点目について、住民自治基本条例は、その市町村の最上位に位置する条例であり、他のすべての条例の規範となるもので、単に行政が提案し、住民の賛同を得ればよいというものではなく、町民の皆さん、町内に関係するすべての皆さんで議論し、ともに考え、協働して住まう町としてのあるべき姿や、箱根町を訪れてくれる観光客の皆さんに対しても誇れるような観光地としての町の姿を考えていく必要があり、行政主導で条例案を用意するものではないと考えている。

「箱根」となるように住民自治基本条例について、町民との協働によるまちづくりの中で制定を検討していききたい。

2 点目について、まず、県下の条例施行状況については、厚木市で、厚木市まちづくり理念条例」を平成15年10月1日に、愛川町で、愛川町自治基本条例」を平成16年9月1日に、大和市で、大和市自治基本条例」を平成17年4月1日にそれぞれ施行している。町の進捗状況としては、制定済みの市町村への視察をはじめ、シンポジウムに参加するなどして、住民の条例制定への参加方法、制定時の行政の関わり方、制定後の市町村の組織体制など、情報収集を行っているところである。

今後どのような特色ある条例を検討し、策定していくのかについては、町民にとっても、自然環境や文化遺産などを考慮したうえで、観光立町としての箱根町にもふさわしい条例とするよう特色ある条例を考えていきたい。